



「いじめ」について考えるⅡ

前号で紹介した「いじめ」の定義の変遷や、以下に示すような、平成25年度からの最新の「いじめ」の定義等を見ていると、いじめられ

た児童生徒、辛く苦しい思いをしている児童生徒の立場に立って考えようとする傾向が、どんどんと強くなっている様子がうかがえます。

いじめ防止対策基本法(平成25年) ※ 一部のみ

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(基本理念)

第3条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

(学校及び学校の教職員の責務)

第8条 学校及び学校の教職員は、基本理念のっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(保護者の責務等)

第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

このような定義等から考えると、「いじめ」は、いつでも、どここの学校でも起こり得ると言えるでしょう。例えば、AさんがBさんをいじめたと仮定した場合、Aさんの言動がどのようなつもりでなされたかが問題ではなく、Aさんのとった言動によって、Bさんがどのような気持ちになったかを問題にしている訳ですから。いじめられた側の立場に立つとは、そういうことです。Aさんにいじめたという自覚があろうがなかろうが、Bさんが怒っているのではなく傷付いているのであれば、「いじめ」は成立するのです。

松ヶ江北小学校においても、このような意味での「いじめ」は結構起こっているというのが実態です。そして、できるだけ即日対応、早急な対応を心がけ、重大な事態になる前に解決を図っていくようにしています。本校の場合、悪意をもったひどい「いじめ」ではない事案がほとんどです。多くは実際に早急な解決に至っています。さらに、前述の場合でいうところの、Aさんの思いや意図も十分に聞くよう配慮しています。その上で、Bさんの悲しみや辛く苦しい思いを想像できるAさん
になってほしいと願いながら、丁寧で根気強い指導、Aさんの心にスーッと染み入っていくような、温かい指導を心がけているところです。

このような思いで設定した10月のめあてですが、これについては、また次号で触れたいと思います。

<あとがき>

また、台風が接近中です。陸上記録会の実施又は延期を含めた5日(水)の措置については明日、お手紙や一斉メール「いっせいくん」でお知らせすることになりそうです。十分にお気を付けください。